

横浜市立市民病院

病院概要図

横浜市立市民病院
横浜市保土ヶ谷区56番地

救急センター
救急動線

救急外来前NBC動線

南病棟

乾的除染ルート

Post-decon

乾的除染脱衣所

Pre-decon

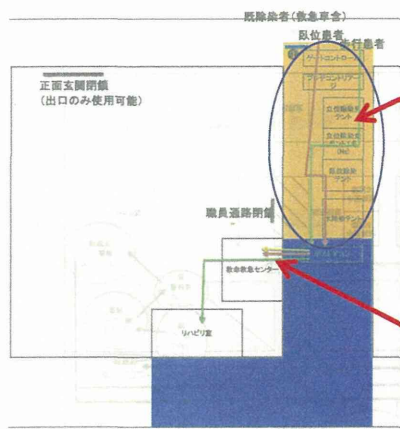
除染テント

水除染ルート

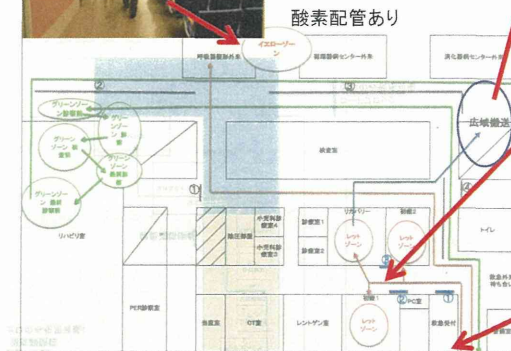
図面番号: 2.11・2.37・2.38・2.41・2.42・2.43・2.44・2.45・2.46・2.47・2.48・2.49・2.50・2.51・2.52・2.53・2.54・2.55

横浜市立みなと赤十字病院

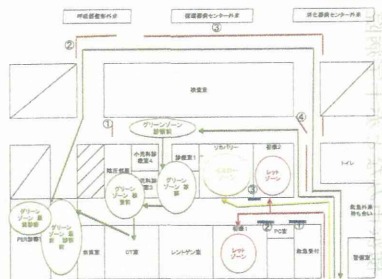
救急外来前NBC動線



NBC動線

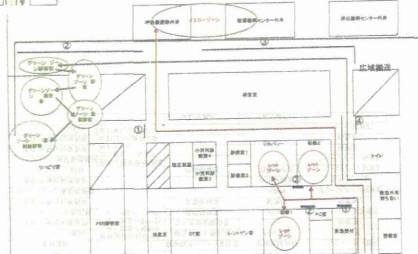


Non-NBC動線

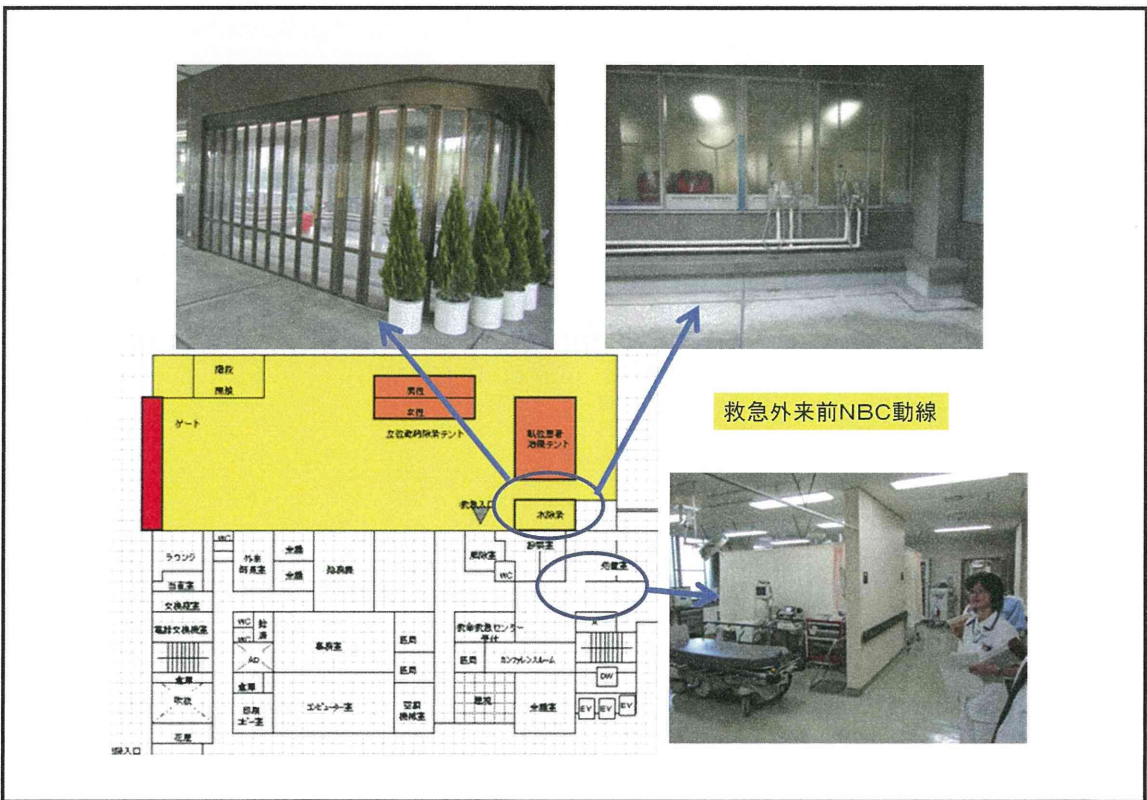


少人数の場合

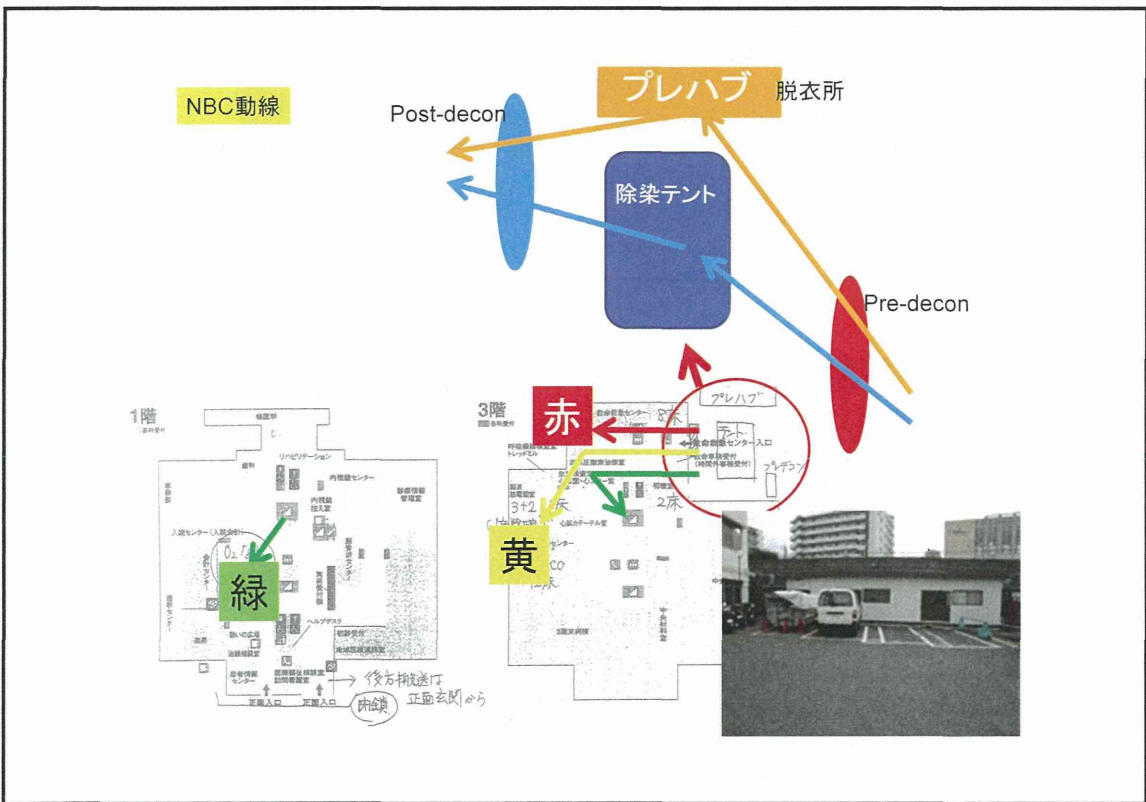
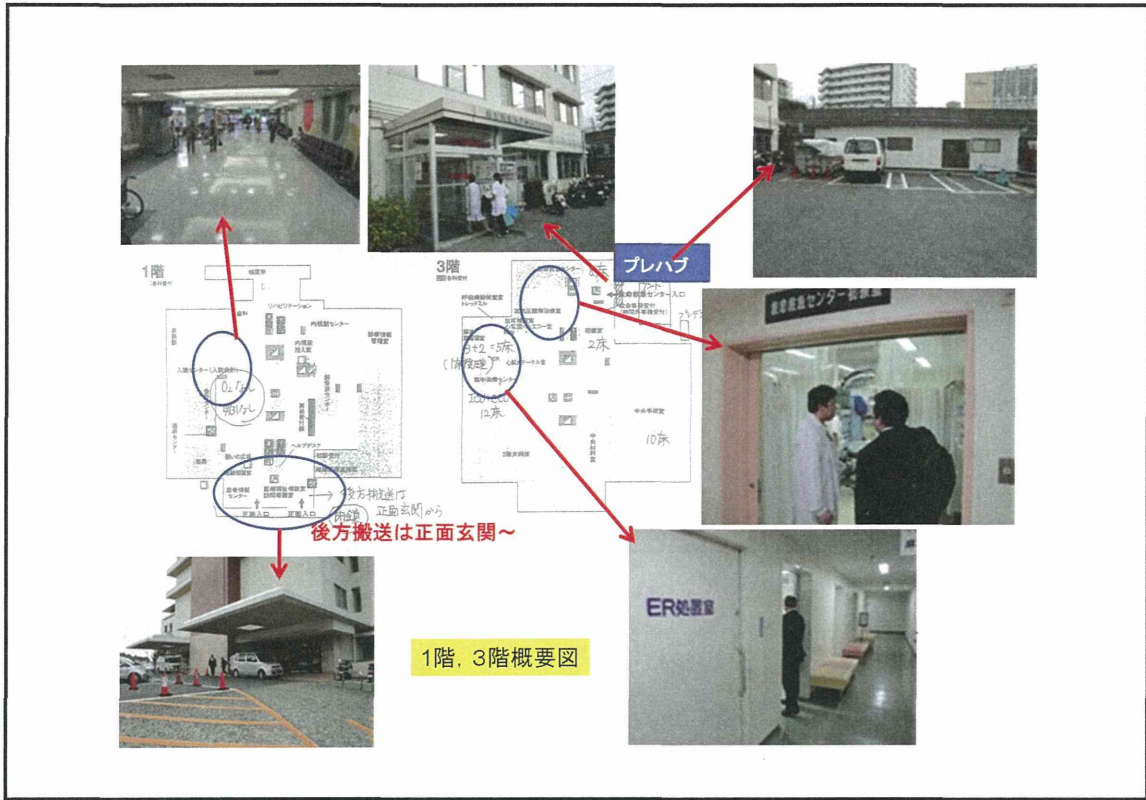
大人数の場合



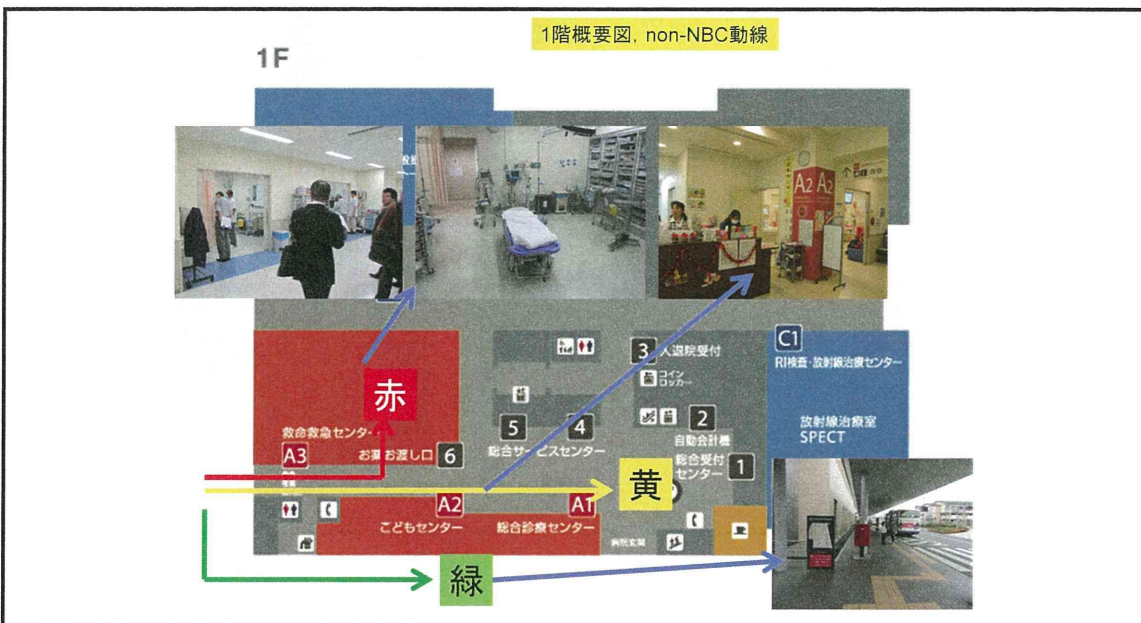
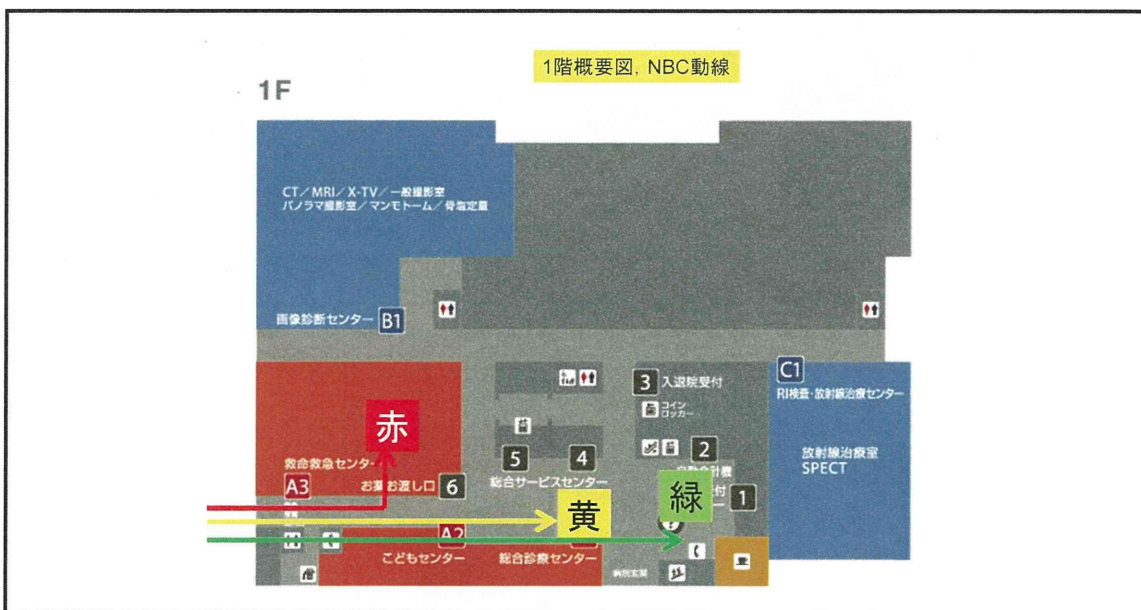
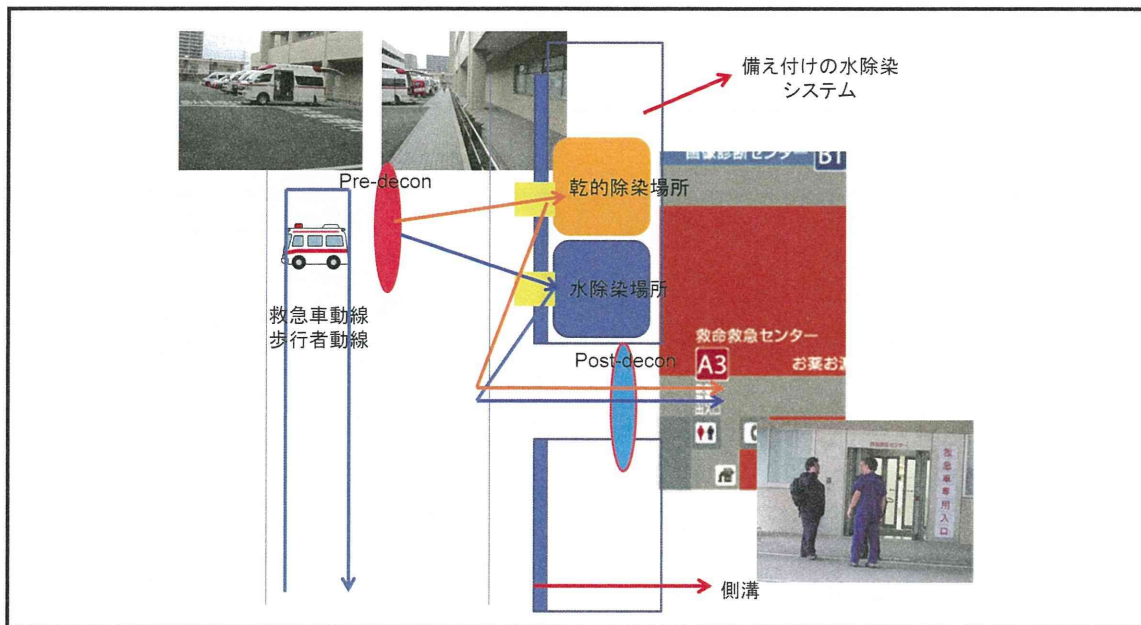
聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院



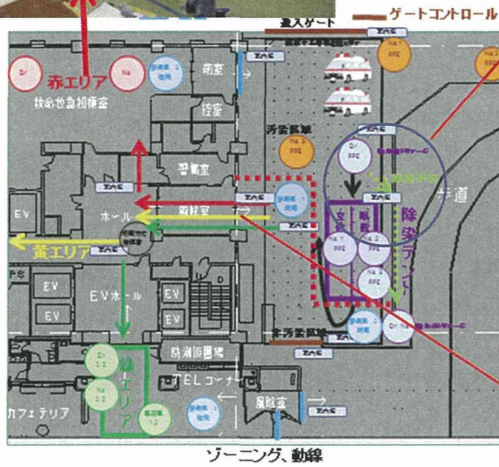
昭和大学藤が丘病院



済生会横浜東部病院



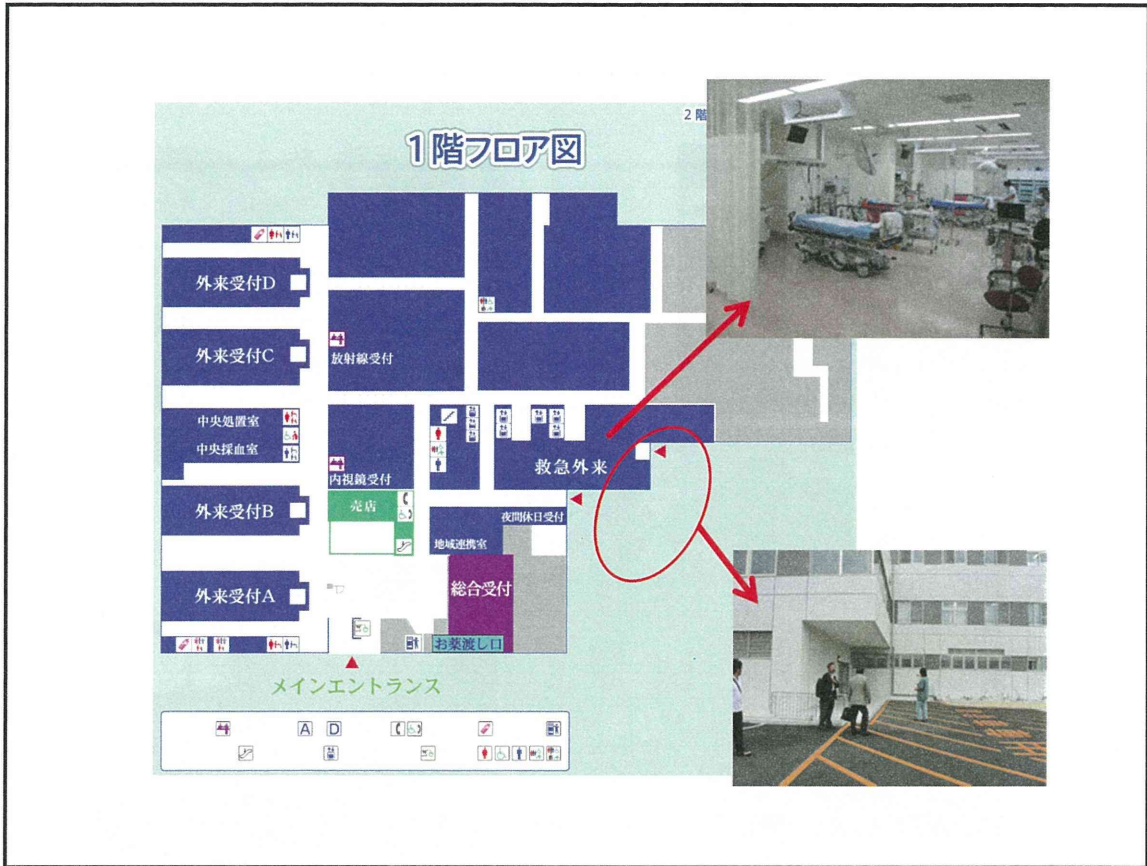
横浜市立大学附属 市民総合医療センター



救急外来前NBC動線



国立病院機構横浜医療センター



APEC2010 DMAT通信体制 配置案 ver1.8

武蔵野赤十字病院 資料5.1

日赤-VHF 150MHz帯 アナログ
 簡易-UHF 400MHz帯 デジタル/アナログ 35/65ch
 MCA-UHF 800MHz帯 デジタル

エリアブロック 携帯電話	所在地	無線コールサイン等	空中線電力	機種	無線管理担当
DMAT本部	けいゆう病院 13階会議室	にっせきかながわ31	25W	固定	統制局 ※機材とうきょう18 高桑 唐鎌 武蔵野ハイエース 前橋ドクターカー 前橋プレスージュ 大野 高桑
		にっせきかながわ121	1W	ハンディー	
		にっせきかながわ122	1W	ハンディー	
		にっせきかながわ127	1W	ハンディー	
		にっせきかながわ128	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう101	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう102	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう103	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう18	10W	車載	
		にっせきぐんま3	25W	車載	
		にっせきぐんま6	10W	車載	
		MCA災医セ 01番	2W	ポータブル	
		MCA災医セ 09番 (予備機)	2W	ハンディー	
MCA災医セ 10番 (予備機)	2W	ハンディー			
簡易無線	5W	固定			
メディアセンター/ DMAT待機場所	パシフィコ横浜 メディアセンター救護室/ けいゆう病院4F研修室	にっせきとうきょう6	25W	固定	太田 大野 大野
		にっせきとうきょう105	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう106	1W	ハンディー	
		にっせきぐんま115	10W	可搬	
		MCA災医セ 02番	2W	ポータブル	
		簡易無線	5W	ハンディー	
		にっせきとうきょう7	25W	固定	
会議センター/ DMA待機場所	パシフィコ横浜 会議センター救護室/ けいゆう病院4F研修室	にっせきぐんま116	5W	可搬	関口 大野
		にっせきとうきょう107	1W	ハンディー	
		MCA災医セ 05番	2W	ポータブル	
		簡易無線	5W	ハンディー	
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	にっせきかながわ34	10W	固定	八木
		にっせきかながわ129	1W	ハンディー	
		にっせきかながわ130	1W	ハンディー	
		MCA 横浜市	2W	ハンディー	
羽田空港	羽田空港 エクセルホテル東急7136 国際線ターミナルCIQ棟会議室	にっせきとうきょう3	25W	固定	辻 大津救急車 木崎
		にっせきとうきょう108	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう109	1W	ハンディー	
		にっせきとうきょう110	1W	ハンディー	
		にっせきしが201	1W	ハンディー	
		にっせきしが202	1W	ハンディー	
		にっせきしが4	10W	車載	
		簡易無線	5W	ハンディー	
MCA災医セ 03番	2W	ポータブル			
MCA災医セ 07番	2W	ハンディー			
成田空港	空港内救護所 NAA情報通信ビル3F研修室	にっせききょうと6	10W	車載	上門 小澤
		簡易無線	5W	ハンディー	
		MCA災医セ 04番	2W	ポータブル	
		MCA災医セ 08番	2W	ハンディー	
日赤神奈川支部	横浜市中区	にっせきかながわ基地局 MCA 横浜市	50W 2W	基地 ハンディー	野口
日赤東京都支部	新宿区大久保	にっせきとうきょう基地局	25W	基地	田中
	豊島区駒込	にっせきこまごめ基地局	25W	基地	
日赤千葉県支部	大田区中央	にっせきおおもり基地局	25W	基地	増田
	千葉区中央区	にっせきちば基地局	50W	基地	
災害医療センター	立川市	MCA災医セ 11番	2W	ハンディー	DMAT事務局

担当チーム
シフトについては別途策定

病院名	都道府県	業務調整員	
東京医科歯科大学病院	東京	工藤	宮崎
前橋赤十字病院	群馬	太田	関口 関根
愛媛県立中央病院	愛媛	是永	
新潟市民病院	新潟	浅野	伊藤
草津総合病院	群馬	鈴木	
平鹿総合病院	秋田	佐藤	富木
徳島県立病院	徳島	吉岡	
兵庫医科大学病院	兵庫	富加見	

病院名	都道府県	業務調整員	
山形県立中央病院	山形	萬年	
災害医療センター	東京	木崎	
近森病院	高知	宗石	竹崎
相澤病院	長野	中込	内山
大津赤十字病院	滋賀	辻	西島

病院名	都道府県	業務調整員	
京都第一赤十字病院	京都	上門	柿本
東北大学病院	宮城		
愛知医科大学病院	愛知	小澤	小谷
大阪府済生会千里病院	大阪	寺澤	
済生会滋賀病院	滋賀	奥野	坂本

緊急時【休日夜間はオンコール】

5. DMATの通信体制について



APEC JAPAN 2010 日赤無線通信配置運用要領

Ver 1.7

2010.11.12~15



DMAT日赤インスト ロジスティック部会

APEC JAPAN 2010 日赤無線通信配置確認チェック表

エリア	機材		管理者	教育	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	返却
横浜	にっせきかながわ31	1	高桑							
	※にっせきとうきょう18	2								
	にっせきかながわ121	3	唐鎌							
	にっせきかながわ122	4								
	にっせきかながわ127	5								
	にっせきかながわ128	6								
	にっせきとうきょう101	7	高桑							
	にっせきとうきょう102	8								
	にっせきとうきょう103	9								
	にっせきとうきょう18	10								
	にっせきぐんま3	11	太田							
	にっせきぐんま6	12								
	にっせきとうきょう6	13	高桑							
	にっせきとうきょう105	14								
	にっせきとうきょう106	15								
	にっせきとうきょう7	16								
	にっせきぐんま115	17	太田							
	にっせきぐんま116	18								
	にっせきとうきょう107	19	高桑							
	にっせきかながわ34	20	八木							
	にっせきかながわ129	21								
	にっせきかながわ130	22								
羽田	にっせきとうきょう3	23	辻							
	にっせきとうきょう108	24								
	にっせきとうきょう109	25								
	にっせきとうきょう110	26								
	にっせきしが201	27								
	にっせきしが202	28								
	にっせきしが4	29								
成田	にっせききょうと6	30	上門							

○日本赤十字社業務用無線局取扱規程

(昭和55年2月25日 日本達丙第2号)

改正 昭和59年5月本達丙第5号 昭和60年4月本達丙第5号

平成4年3月 総務第50号 平成10年10月本達丙第28号

平成13年6月本達丙第6号 平成16年7月本達丙第27号

日本赤十字社業務用無線局取扱規程を次のように定める。

日本赤十字社業務用無線局取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社業務用無線局(以下「無線局」という。)の取扱いに関する基本的事項を定め、電波法(昭和25年5月2日法律第131号)その他の関係法令(以下「関係法令」という。)に基づいて無線局を適正に管理、運用し、電波を能率的に使用することにより、災害救護活動等の赤十字事業における無線業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局 日本赤十字社業務用無線局の基地局、携帯基地局、陸上移動局又は携帯局をいう。

(2) 施設 日本赤十字社の本社、支部、病産院又は血液センターをいう。

(総括責任者)

第2条 無線局免許人である社長を全無線局についての総括責任者とする。

2 総括責任者は、全無線局についての総括管理監督を行うほか、本社及び本社の所管する施設にかかる無線局に関する業務を総括して行うものとする。

(支部総括責任者)

第2条の2 支部長の所管する施設にかかる無線局については、当該支部長を支部総括責任者とする。

2 支部総括責任者は、支部及び支部の所管する施設にかかる無線局についての管理監督を行うほか、それらの無線局に関する業務を統轄して行うものとする。

3 本社の所管する施設のうち、東京都以外の地域に所在する施設にかかる無線局の管理監督並びに業務については、前条第2項の規定にかかわらず、当該施設の所在する地域を管轄する支部の支部総括責任者がこれを行うものとする。

(開設及び変更)

第3条 支部総括責任者は、当該支部の管内に無線局を開設しようとするときは、総括責任者の承認を受けなければならない。

2 支部総括責任者は、その管轄する無線局の無線設備又はその設置場所を変更しようとするときも、前項と同様とする。

(法令諸手続の委任)

第4条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、関係法令に基づいて、管轄する無線局の申請、届出及び報告等の手続を行うものとする。この場合、支部総括責任者は、総括責任者の委任状の交付をうけてこれを行わなければならない。

(管理責任者及び運用責任者)

第5条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、無線局を設置する各施設ごとにそれぞれ管理責任者及び運用責任者を置かなければならない。

2 管理責任者及び運用責任者は、それぞれ別表第1に定める職員をもってこれにあてるものとする。

3 管理責任者は、関係法令の定めるところにより、当該施設にかかる無線局の適正な管理を期するとともに運用責任者を指揮監督し、無線設備の維持及び保全に必要な措置をしなければならない。

4 運用責任者は、関係法令の定めるところにより、当該施設にかかる無線局の適正な運用を期するとともに無線従事者を指揮監督し、関係書類の保管、管理並びに無線設備の保守、点検その他無線業務に必要な措置をしなければならない。

(管理組織)

第5条の2 無線局の管理組織は別図のとおりとする。

(無線従事者)

第6条 管理責任者は、無線設備の規模、移動する無線局の数及び業務の内容に応じて、当該施設職員の中から必要な資格免許を有する無線従事者を選任しておかなければならない。

2 前項の無線従事者の員数は、無線設備の規模に応じ、業務に支障をきたさない人員とする。

3 総括責任者若しくは支部総括責任者は、第1項および第2項の規定が守られていない場合は、当該管理責任者に対して無線従事者の確保を命ずることができる。

4 無線従事者は、運用責任者の指揮のもとに無線局の運用にあたるものとする。

(点検整備)

第7条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、管理責任者をして無線設備を常に完全な状態で機能させるため、管轄する無線局の電力及び電波の質等につき定期的に点検整備をさせなければならない。

(検査報告)

第8条 支部総括責任者は、管轄する無線局にかかる所轄の総合通信局の検査を受けた場合は、その結果を遅滞なく総括責任者に報告しなければならない。

(無線設備の操作)

第9条 無線設備の操作は、無線従事者が行うものとする。但し、非常通信業務を行う場合であって、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないときならびにその技術操作が相手方の無線局の無線従事者によって管理されている場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項但し書きの規定により、無線従事者以外の者が、無線設備の操作及び通信業務に従事する場合を考慮し、関係職員等に対して必要な教育と訓練を行わなければならない。

(非常の場合の通信体制)

第10条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、災害その他非常の場合における運用計画の作成、訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。

(非常通信)

第11条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、無線局を運用して非常通信を実施したときは、所轄の総合通信局に報告しなければならない。

2 支部総括責任者は、前項の報告をしたときは、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者若しくは支部総括責任者は、非常通信に関する訓練を実施する場合には、事前に所轄の総合通信局に計画書を添えて届けるとともに、実施後はその結果を報告するものとする。

4 支部総括責任者は、前項の届出及び報告をしたときは、その旨を総括責任者に報告するものとする。

(基地局の通信)

第12条 無線局設置の趣旨にかんがみ、基地局は常に開局しておかななければならない。

2 非常通信以外に基地局間の通信を行ってはならない。但し、傍受に関しては、この限りでない。

(通信の統制)

第13条 総括責任者は、必要に応じ無線局の通信を統制することができる。また、統制を行う無線局(以下「統制局」という。)を指定して、必要な時間を限り、統制をとらせることができる。

2 支部総括責任者は、管轄する無線局に対し、その通信を統制することができる。また、当該無線局のうちの適当な無線局を指定して、必要な時間を限り、統制をとらせることができる。

3 管轄する無線局の範囲を越えて、統制しようとする場合は、統制しようとする支部総括責任者は統制を受ける無線局が所属する総括責任者又は支部総括責任者の承認を受けなければならない。

4 統制局が指定された場合、その管轄下にある無線局は、統制局の指示に従わなければならない。また、その管轄下でない無線局が、統制局の存在を知ったときは、これに協力しなければならない。

(一括呼出し)

第14条 一括呼出しに関する応答順位は、特別に定めのある場合を除き、全国又はブロック規模では、別表第2の順位とし、総括責任者若しくは支部総括責任者の管轄する無線局の範囲にあつては、呼出名称番号の若い順とする。

(事故に対する処置)

第15条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、管轄する無線局が通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

2 支部総括責任者は、管轄する無線局が無線通信を行うことができなくなったときの状態が非常の場合の通信体制に著しく影響を及ぼすと認められるときは、すみやかにその旨を総括責任者に報告しなければならない。

(無線局の整備状況の報告)

第16条 支部総括責任者は、毎年4月末までに、前年度における無線設備及び無線従事者の整備状況その他必要な事項を総括責任者に報告しなければならない。

(管理、運用要領)

第17条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、本社若しくは支部又は本社若しくは支部の所管する施設にかかる無線局の適正な管理、運用及び保守、点検等に関して必要な事項を定めておかななければならない。

附 則(平成13年6月本達丙第6号)

この規則は、平成13年6月1日から施行し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成16年7月本達丙第27号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(別表第1)

責任者別

施設別

管理責任者 運用責任者

本社 救護・福祉部長 救護課長

支部 事務局長 救護担当課長

病産院 院長 無線業務を所掌する部課

血液センター 所長 長

(別表第2)

ブロック別 応答順位

第1

北海道支部、青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、
山形県支部、福島県支部

日赤秋田県支部

災害救護業務計画（平成21年5月） -43 / 94-

第2

本社、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉県支部、千葉
県支部、東京都支部、神奈川県支部、新潟県支部、山梨県支部

第3

富山県支部、石川県支部、福井県支部、長野県支部、岐阜県支部、
静岡県支部、愛知県支部、三重県支部

第4

滋賀県支部、京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部、奈良県支部、
和歌山県支部

第5

鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、
徳島県支部、香川県支部、愛媛県支部、高知県支部

第6

福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、
宮崎県支部、鹿児島県支部、沖縄県支部

(別図)

《災害救助に関する厚生省と日本赤十字社との協定》 昭和23年

1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるから、救助の実施については都道府県知事が責任を負うのであって、日本赤十字社は、これに協力するという建前である。法第31条の2第1項の規定は、災害救助法による救助に対する日本赤十字社の協力義務を総括的宣言的に述べたものである。

2 法第32条の規定による委託事項は、差し当って医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）で都道府県知事が委託を適当と認める範囲のものとする。委託については次の各項による。

(1) 委託の範囲について、都道府県知事は、日本赤十字社と協議して予め定めておき、厚生大臣の承認を得なければならないこと。

(2) 都道府県知事から委託をうけた医療及び助産を行うため、日本赤十字社都道府県支部長は、日本赤十字社職員又は契約による医師等からなる救護班を5コ班以上編成しなければならないこと。日本赤十字社職員が不足するため日本赤十字社職員以外の医師を契約により上記の救護班に加える必要がある場合は、日本赤十字社職員と看做して差し支えないこと。

(3) 日本赤十字社は、市（六大都市では特別区又は区とする。以下同じ）町村の区域毎に、医療関係者等を以て医療班を編成すること。

(4) 日本赤十字社は、市町村の区域毎に、日本赤十字社奉仕団を編成し、第一救護に当る篤志救助員を設置すること。

(5) 都道府県知事は、法第31条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため必要があると認めるときは、救護班の活動について日本赤十字社都道府県支部長に対し命令することが出来ること。その際日本赤十字社社長及び日本赤十字社都道府県支部長は、緊密なる連絡に努めなければならないこと。

3 日本赤十字社には、地方公共団体以外の団体又は個人と同等の位置で救助に関し協力をなす立場とこれらの協力の連絡調整を行う立場とがあるが、日本赤十字社が政府の指揮監督の下に救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がなす協力を方向づけを与える立場は、法第31条の2第2項によって日本赤十字社だけに認められたものである。

なお連絡調整については、次の各項による。

(1) 日本赤十字社は連絡調整を行うため、委員会に諮問して必要な計画を作成し、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。

(2) 都道府県知事は、日本赤十字社の行う連絡調整に関する前項の計画に基いて日本赤十字社に対し必要な指揮監督を行い、民間の団体及び個人のなす協力活動の効果を収めることに努めなければならないこと。

(3) 連絡調整事項は、例えば救助金品の募集、労力奉仕班の編成派遣、医療及び助産等であること。

日本赤十字社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）により設立された法人であり、同法及び日本赤十字社定款により次の事業を行うこととされている。

《日本赤十字社法（抄）》 昭和27年法律第305号

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第27条 日本赤十字社は、第1条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

(1) 赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。

(2) 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。

(3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

(4) 前項各号に掲げる業務のほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 前第1号及び第2号に掲げる業務には、第33条第1項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第28条 日本赤十字社は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならない。

第29条 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。

第33条 国は、赤十字に関する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

APEC2010開催に伴うDMAT配置と日本赤十字社の協力について 2.0

- 1 日時 平成22年10月13日(水) 15:00～
- 2 場所 日本赤十字社神奈川県支部 〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045(681)2123
- 3 出席者
- | | | | |
|---------------|-----------|-------------------|----|
| 厚生労働省 DMAT事務局 | | 大野龍男 氏 | |
| 日本赤十字社神奈川県支部 | 事業部長 | 工藤孝志 | |
| 日本赤十字社神奈川県支部 | 救護課長 | 野口理恵子 | |
| 日本赤十字社東京都支部 | 救護課長 | 田中真人 | |
| 横浜みなと赤十字病院 | 救命救急センター長 | 八木啓一 (統括DMAT) | 未定 |
| 秦野赤十字病院 | 社会課長 | 唐鎌宏明 (日本DMATスタッフ) | |
| 武蔵野赤十字病院 | 施設課長 | 高桑大介 (日本DMATスタッフ) | |
- 4 検討内容
- (1) APEC開催に伴うDMAT配置と医療体制について 厚生労働省DMAT事務局
 ・各会場DMATの配置と体制について 大野
 ・警察・消防等の対応について
 ・災害拠点病院等後方受入れ医療機関の対応と搬送手段について
 ・警備、規制事項について
- (2) 神奈川県 東京都からの日本赤十字社への協力依頼について 支部担当課長
 ・現時点までの依頼内容、打診等 野口 田中
 ・災害未発生、マスギャザリング、テロ対策、国民保護法活動等の赤十字側のスタンス
- (3) 通信の確保と日本赤十字社支部及び日本赤十字社DMATの協力について 高桑 唐鎌
 ・通信 簡易無線 防災行政無線 MCA 赤十字無線
 ・管理 法的根拠・日本赤十字社業務用無線局取扱規程・運用方法および管理
 ・従事者 必要な教育と訓練 規程第9条関係
 ・基地局(支部)の通信統制と非常通信時の基地局間通信
 ・成田空港(千葉)の対応について
 ・諸規程遵守の確認と本社、千葉、大津、京都第一、前橋と所属支部のコンセンサスについて
- (4) 本社・支部に対する厚生労働省からの依頼内容について
 ・依頼文書の内容・発送と経由
- (5) その他
 ・その他リソースの協力体制について

